

東村山市保育所の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を東村山市議会に提出する。

令和元年 8 月 29 日提出

提出者 東村山市長 渡 部 尚

東村山市保育所の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例

東村山市保育所の利用者負担に関する条例(平成 27 年東村山市条例第 9 号)の一部を別紙のとおり改正することに議決を得たい。

説明 多子世帯における保育料の負担軽減を図ることにより、子育て環境の整備等を行うため、本案を提出するものである。

東村山市保育所の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例

東村山市保育所の利用者負担に関する条例(平成27年東村山市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

- 4 第1項又は第2項の規定にかかわらず、月の途中で保育所に入所し、又は退所した3歳未満児の教育・保育給付認定子どもに係る利用者負担の額は、規則で定めるところにより日割計算によって算定した額とする。

別表第1備考第2項中「、同一世帯に属する教育・保育給付認定子ども（規則で定める施設、事業又は支援を利用し、保育等の提供を受けた者に限る。）の数により認定する。ただし」及び「が同一世帯に2人以上いる場合であって、かつ、世帯合計所得割額が57,700円未満である場合にあつては、その特定被監護者等」を削る。

別表第2備考第2項中「同一世帯に属する」を削る。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

東村山市保育所の利用者負担に関する条例の
一部を改正する条例

新 旧 対 照 表

凡例 _____改正箇所

新 条 例

(利用者負担の額及び徴収)

- 第3条 市長は、公立保育所において3歳未満児の教育・保育給付認定子ども(法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子どもをいう。以下同じ。)に対して保育を行ったときは、当該3歳未満児の教育・保育給付認定子どもの利用者から別表第1に定める額(当該3歳未満児の教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者又は当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「令」という。)第4条第2項第6号に規定する要保護者等に該当する場合であつて、かつ、当該3歳未満児の教育・保育給付認定子どもと同一の世帯に属して生計を一にしている教育・保育給付認定保護者(当該教育・保育給付認定保護者の配偶者を含む。)又は扶養義務者(家計の主宰者である場合に限る。)の当該年度分(4月から8月までにあつては、前年度分)の所得割の額(同表備考第6項に規定する所得割の額をいう。)を合計した額(以下「世帯合計所得割額」という。)が77,101円未満である場合にあつては、別表第2に定める額)を徴収するものとする。
- 2 市長は、3歳未満児の教育・保育給付認定子どもに対して、法附則第6条第1項の規定により市が支払う保育費用に係る保育を私立保育所が行ったときは、当該3歳未満児の教育・保育給付認定子どもの利用者から前項に定める額を徴収するものとする。
- 3 (略)
- 4 第1項又は第2項の規定にかかわらず、月の途中で保育所に入所し、又は退所した3歳未満児の教育・保育給付認定子どもに係る利用者負担の額は、規則で定めるところにより日割計算によって算定した額とする。

旧 条 例

(利用者負担の額及び徴収)

第3条 (同左)

2 (同左)

3 (略)

新 条 例

別表第1（第3条）

保育所利用者負担額表

(略)

備考

- 1 (略)
- 2 前項の第1子、第2子又は第3子以降の区分は、特定被監護者等（令第14条に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）の数により認定する。

3～8 (略)

別表第2（第3条）

特例保育所利用者負担額表

(略)

備考

- 1 (略)
- 2 前項の第1子又は第2子以降の区分は、特定被監護者等の数により認定する。
- 3 (略)

旧 条 例

別表第1（第3条）

保育所利用者負担額表

(略)

備考

- 1 (略)
- 2 前項の第1子、第2子又は第3子以降の区分は、同一世帯に属する教育・保育給付認定子ども（規則で定める施設、事業又は支援を利用し、保育等の提供を受けた者に限る。）の数により認定する。ただし、特定被監護者等（令第14条に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）が同一世帯に2人以上いる場合であつて、かつ、世帯合計所得割額が57,700円未満である場合にあつては、その特定被監護者等の数により認定する。

3～8 (略)

別表第2（第3条）

特例保育所利用者負担額表

(略)

備考

- 1 (略)
- 2 前項の第1子又は第2子以降の区分は、同一世帯に属する特定被監護者等の数により認定する。
- 3 (略)